

下妻市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付を行うのは、土木一式、建築一式、管、電気の4業種（市内本店のみ）に限ります。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（下妻市財政課）で公表します。

6 個別書類について

個別書類はありません。

7 問い合わせ先

下妻市総務部財政課契約検査係

〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番

電話 0296-43-2111 内線3121、3122

E-mail : zaisei@city.shimotsuma.lg.jp